

大槌町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	10,708人	千円 11,373,922	千円 515,986	千円 1,133,622	9.9%	10.4%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

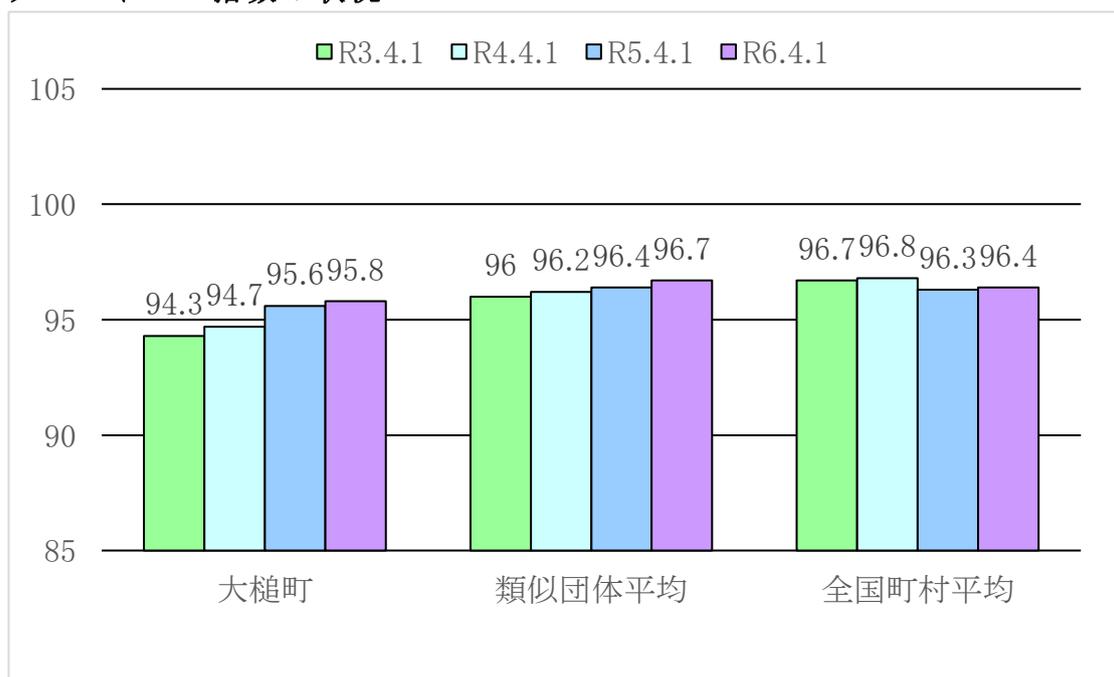
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	124人	千円 416,605	千円 59,804	千円 160,988	千円 637,397	千円 5,140	千円 5,508

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
6年度	円 363,635	円 352,677	10,958円 (0.29%)	% 1.10	% 3.11	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
6年度	月 4.59	月 4.50	月 0.09	月 0.1	月 4.6	月 4.6

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。また、激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(減給補償)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

—

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）
--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大槌町	40.1歳	299,700円	339,000円	334,847円
岩手県	42.2歳	321,300円	389,594円	349,741円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.3歳	306,155円	355,084円	328,809円

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）※改定前

区分		大槌町	岩手県	国
一般行政職	大学卒	188,800円	197,800円	190,200円
	高校卒	167,900円	167,800円	166,600円
技能労務職	高校卒	165,300円	165,300円	—
	中学卒	156,500円	156,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

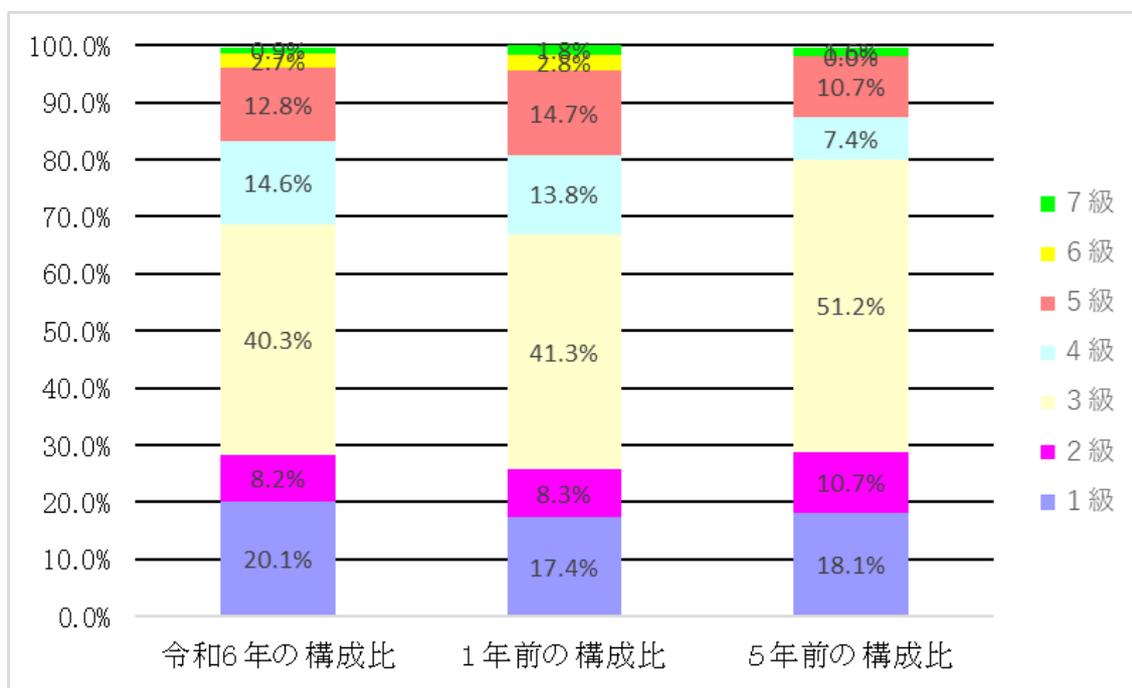
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	287,275円	355,000円	379,833円	400,300円
	高校卒	273,500円	341,266円	371,600円	394,325円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

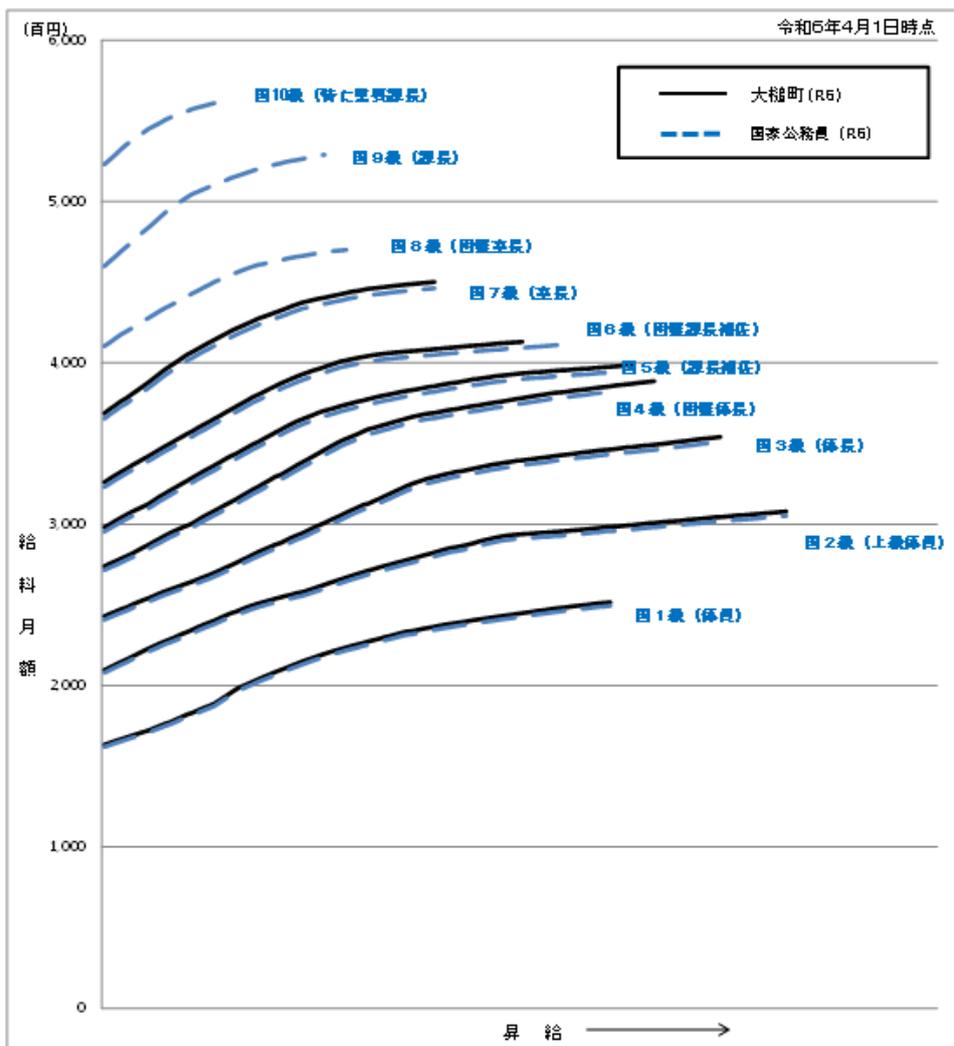
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	22人	20.1%	184,800 円	260,300 円
2 級	主事	9人	8.2%	231,700 円	311,200 円
3 級	主任・主査	44人	40.3%	263,300 円	357,800 円
4 級	主任主査	16人	14.6%	289,600 円	392,700 円
5 級	課長・主幹	14人	12.8%	312,400 円	402,700 円
6 級	参事	3人	2.7%	337,900 円	417,400 円
7 級	参与・技監	1人	0.9%	376,700 円	454,800 円

- (注) 1 大槌町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。（旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合）その後、平成 23 年に 7 級を追加している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大槌町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大槌町	岩手県	国
1 当たり平均支給額 (5 年度) 1,340 千円	1 当たり平均支給額 (5 年度) 1,764 千円	—
(5 年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5 年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5 年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (大槌町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年度		令和6年度	

(2) 退職手当 (6年4月1日現在)

大槌町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 2,418千円 一円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	30,968 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	284 千円
支給実績（令和4年度決算）	37,039 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	276 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(4) その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額：配偶者6,500円、子1人当たり10,000円、父母等1人当たり6,500円） ※16歳から22歳までの子には、5000円を加算	同じ	—	千円 12,713	円 231,130
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じて27,000円まで	異	限度額	千円 6,777	円 250,971
通勤手当	○交通機関利用者 1月当たり50,000円が限度額 45,000円までは運賃相当額を支給 45,000円を超える場合は越える額の1/2（最高5,000円）を加算 ○自動車等の交通用具利用者 通勤距離が2キロ以上の場合に、その距離に応じて2,000円から31,600円まで	同じ	—	千円 6,216	円 40,893
管理職手当	管理職に支給されるもので、手当額は管理職の区分に応じ、給料月額4%から10%	異	俸給の特別調整額として支給	千円 7,565	円 328,892
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給 (1時間：勤務1時間当たり給与額の135/100)	同じ	—	千円 —	円 —
宿直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給（勤務1回：4,400円）	同じ	—	千円 —	円 —

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	666,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000 円 / 556,500 円	
	副 町 長	532,000 円	676,000 円 / 514,400 円	
報 酬	議 長	280,000 円	412,000 円 / 247,000 円	
	副 議 長	231,000 円	330,000 円 / 193,000 円	
	議 員	216,000 円	310,000 円 / 175,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(5年度支給割合) 3.3 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合) 3.3 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 区 町 村 長	給与月額×40.38/100×在職月数	12,908,678円	任期毎
		給与月額×23.28/100×在職月数	5,944,780円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

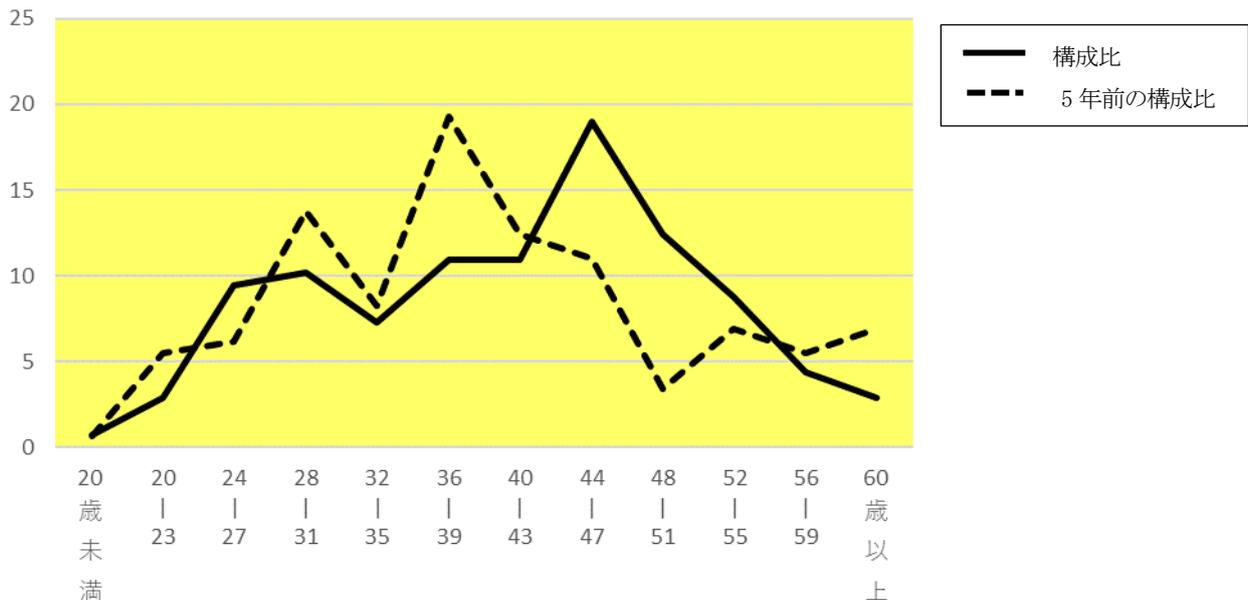
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	【総務・企画】 ・体調不良者の回復
		総務・企画	32	34	△2	
		税務	10	10	0	
		労働	0	0	0	
農林水産		5	5	0		
商工		6	6	0		
土木		12	12	0		
民生		23	22	1		
衛生	18	17	1			
	計	109	109	0	<参考> 人口1万当たり職員数 101.793人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 91.15人)	
	教育部門	15	15	0		
	小計	124	124	0	<参考> 人口1万当たり職員数 115.801人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 109.90人)	
公営企業事業等部門	水道	4	4	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	5	5	0		
	小計	13	13	0		
合計		137	137	0	<参考> 人口1万当たり職員数 127.941人	
		[185]	[185]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	4人	13人	14人	10人	15人	15人	26人	17人	12人	6人	4人	137人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	116	118	116	109	109	109	△5(△4.3%)
教育	16	13	16	16	15	15	△1(△6.2%)
普通会計計	132	131	132	125	124	124	△8(△6%)
公営企業等会計計	13	13	13	12	13	13	0(%)
総合計	145	144	145	137	137	137	△8(△5.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 293,534	千円 △12,064	千円 35,874	% 12.2	% 13.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 4	千円 15,919	千円 4,632	千円 4,617	千円 25,168	千円 6,292	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大槌町	41.7 歳	343,050 円	544,843 円
団体平均	40.1 歳	299,700 円	339,000 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大槌町水道事業	大槌町一般会計
1人当たり平均支給額（5年度） 1,724 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,340 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

大槌町水道事業	大槌町一般会計
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 一千円 一円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 2,418千円 一円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

制度なし

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	1,573 千円
職員1人当たり平均支給年額 （5年度決算）	394 千円
支給実績（4年度決算）	1,665 千円
職員1人当たり平均支給年額 （4年度決算）	555 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政の制度との異同	一般行政の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額：配偶者6,500円、子1人当たり10,000円、父母等1人当たり6,500円） ※16歳から22歳までの子には、5000円を加算	同じ	—	千円 576	円 144,000
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じて27,000円まで	同じ	—	千円 —	円 —
通勤手当	○交通機関利用者 1月当たり50,000円が限度額 45,000円までは運賃相当額を支給 45,000円を超える場合は越える額の1/2（最高5,000円）を加算 ○自動車等の交通用具利用者 通勤距離が2キロ以上の場合に、その距離に応じて2,000円から31,600円まで	同じ	—	千円 96	円 24,000
管理職手当	管理職に支給されるもので、手当額は管理職の区分に応じ、給料月額4%から10%	同じ	—	千円 420	円 420,000
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給 （1時間：勤務1時間当たり給与額の135/100）	同じ	—	千円 —	円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給（勤務1回：4,400円）	同じ	—	千円 —	円 —

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 1,087,762	千円 △125,634	千円 22,412	% 2	% 1.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 4	千円 16,119	千円 4,643	千円 4,105	千円 24,867	千円 6,217	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大槌町	40.1 歳	316,450円	466,913円
団体平均	40.1 歳	299,700 円	339,000 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大槌町下水道事業	大槌町一般会計
1人あたり平均支給額（5年度） 1,557 千円	1人あたり平均支給額（5年度） 1,340 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

大槌町下水道事業			大槌町一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	一千円	一千円	1人当たり平均支給額	2,418千円	一千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

制度なし

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	793千円
職員1人当たり平均支給年額 （5年度決算）	394千円
支給実績（4年度決算）	997千円
職員1人当たり平均支給年額 （4年度決算）	264千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一 般 行 政 の 制 度 と の 異 同	一 般 行 政 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 （ 5 年 度 決 算 ）	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 （ 5 年 度 決 算 ）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給（月額：配偶者6,500円、子1人当たり10,000円、父母等1人当たり6,500円） ※16歳から22歳までの子には、5000円を加算	同じ	—	千円 156	円 156,000
住 居 手 当	月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じて27,000円まで	同じ	—	千円 —	円 —
通 勤 手 当	○交通機関利用者 1月当たり50,000円が限度額 45,000円までは運賃相当額を支給 45,000円を超える場合は越える額の1/2（最高5,000円）を加算 ○自動車等の交通用具利用者 通勤距離が2キロ以上の場合に、その距離に応じて2,000円から31,600円まで	同じ	—	千円 48	円 24,000
管 理 職 手 当	管理職に支給されるもので、手当額は管理職の区分に応じ、給料月額4%から10%	同じ	—	千円 —	円 —
休 日 勤 務 手 当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給（1時間：勤務1時間当たり給与額の135/100）	同じ	—	千円 —	円 —
宿 日 直 手 当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給（勤務1回：4,400円）	同じ	—	千円 —	円 —